2　自衛官として有用な経験を有すると防衛大臣が認める者の法第四条第四項ただし書に規定する防衛省令で定める額は、前項の規定にかかわらず、その者の経験に応じ、二十六万七千五百円を超えない範囲内で防衛大臣の定める額とする。	2　自衛官として有用な経験を有すると防衛大臣が認める者の法第四条第四項ただし書に規定する防衛省令で定める額は、前項の規定にかかわらず、その者の経験に応じ、二十五万七千百円を超えない範囲内で防衛大臣の定める額とする。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の防衛省職員給与施行規則の規定は、令和五年四月一日から適用する。

○防衛省令第十六号

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（令和五年法律第七十八号）附則第二条の規定に基づき、防衛省の職員の俸給の切替えに関する省令を次のように定める。

令和五年十一月二十四日

防衛大臣　木原　稔

防衛省の職員の俸給の切替えに関する省令

（医師又は歯科医師である自衛官の俸給月額の切替え）

第一条　令和五年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号。以下「法」という。）第五条第四項又は第五項の規定によりその者の属する階級（同条第四項に規定する階級をいう。以下同じ。）における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた医師又は歯科医師である自衛官の防衛省令で定める切替日における俸給月額は、次の式により算定した額とする。

切替日におけるその者の属する階級における最高の号俸による額とその直近下位の号俸による額との差額×$\frac{\text{その者の切替日の前日におけるその者の属する階級における最高の号俸による額とその直近下位の号俸による額との差額}}{\text{切替日の前日におけるその者の属する階級における最高の号俸による額}}$＋切替日におけるその者の属する階級における最高の号俸による額

（特定任期付職員の俸給月額の切替え）

第二条　切替日の前日において法第六条の二第二項の規定による俸給月額を受けていた法第四条第二項に規定する特定任期付職員の防衛省令で定める切替日における俸給月額は、人事院規則九―一五（令和五年改正法附則第二条の規定による最高の号俸を超える俸給月額を受ける特定任期付職員の俸給月額の切替え）の規定の例による。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、令和五年四月一日から適用する。

規　則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―一（非常勤職員の給与）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則九―一―二五

人事院規則九―一（非常勤職員の給与）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一（非常勤職員の給与）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第二条　給与法第二十二条第一項に掲げる職員に手当を支給しようとする場合において、その額が勤務一日につき二万六千五百円未満の額であるときは、同項の規定の適用については、あらかじめ人事院の承認を得たものとみなす。	**第二条**　給与法第二十二条第一項に掲げる職員に手当を支給しようとする場合において、その額が勤務一日につき二万六千四百円未満の額であるときは、同項の規定の適用については、あらかじめ人事院の承認を得たものとみなす。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の規則九―一の規定は、令和五年四月一日から適用する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則九―八―九二

人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。